

## 石川県漁業協同組合内共第 17 号第五種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第 1 条 この規則は、この組合の有する内共第 17 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、うなぎ及びえびをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認および遊漁料の納付義務)

- 第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。
  - 3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、第 9 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
  - 4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに、第 5 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

### (遊漁期間)

第 3 条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ中欄の漁具・漁法により右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	漁具・漁法	期 間
こ ふ う え い な な ぎ び	竿釣 たも網	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

### (全長制限)

第 4 条 次の表の左欄の魚種は、それぞれに右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
ふ う な な ぎ	9 センチメートル以下
う な ぎ	40 センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は身体障害者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
こい ふな うなぎ えび	竿釣 たも網	1日	1人 400円 20人以上の団体 1人当たり 300円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1)石川県漁業協同組合 加賀支所 塩屋出張所 (石川県加賀市塩屋町口 - 71 - 甲)
- (2)組合が委託した遊漁承認証取扱店

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

(附 則) この規則は、平成25年9月1日から施行する。

# 遊 漁 承 認 証

表

裏

No

遊 漁 承 認 証

下記の通り遊漁を承認します。

記

遊 漁 者	住所
	氏名  (年齢)

承認期間  
魚種  
漁具・漁法  
遊漁期間  
遊漁料

発行者  
石川県漁業協同組合



○ 注意事項

- 1 遊漁中は必ず本証を携帯してください。
- 2 本証の使用は記名者本人に限ります。
- 3 漁場監視員の巡視の際は本証をご提示してください。
- 4 漁場監視員が遊漁規則に反する行為を認めた場合は、遊漁の中止を命ずることができます。
- 5 本証の再発行はいたしません。

○ 当組合が行っている増殖事業及び漁場管理

- 1 この河川等における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、福井県内水面漁場管理委員会より示された増殖指示量に基づいています。
- 2 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解下さい。

# 漁場監視員証

表

裏

No

漁場監視員証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。

氏名	(年齢)
住所	

有効期間

発行者

石川県漁業協同組合



注意事項

- 1 漁場監視の際は必ず本証を携帯すること。
- 2 被取締り者の請求があるときは、この証を提示する。
- 3 取締りに当たっては、言語態度を温和に接する。
- 4 取締りは公平にして厳重にしなければならない。
- 5 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。